
第7期砺波市障がい福祉計画 第3期砺波市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

砺 波 市

目次



第7期砺波市障がい福祉計画 第3期砺波市障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本理念	3
4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	4
5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	5
6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	6
7 計画の期間	7
8 計画の策定体制	7
9 障がい福祉サービスの体系	13
第2章 令和8年度の数値目標の設定	15
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	15
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
3 地域生活支援の充実	18
4 福祉施設から一般就労への移行等	19
5 障がい児支援の提供体制の整備等	23
6 相談支援体制の充実・強化等	24
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	24
8 障がい福祉サービス等のサービス見込量	25
(1) 訪問系サービス	25
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	30
(4) 相談支援	32
9 児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量	34
10 その他の活動指標	37
(1) 発達障がい児に対する支援	37
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組	38
(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	39
11 地域生活支援事業のサービス見込量	41
(1) 理解促進研修・啓発事業	41
(2) 自発的活動支援事業	42
(3) 相談支援事業	43
(4) 成年後見制度利用支援事業	45
(5) 意思疎通支援事業	46

(6) 日常生活用具給付等事業-----	47
(7) 手話奉仕員養成研修事業-----	48
(8) 移動支援事業-----	49
(9) 地域活動支援センター事業-----	50
(10) その他の事業（任意事業）-----	51
 第3章 計画の推進-----	 55
1 計画の達成状況の点検・評価と見直し-----	55
2 関係機関等との連携-----	55
3 国・県の制度との調整-----	55

資料編

(資料1) 障がい者等を取り巻く現状-----	56
1 市の概況と人口構造の変化-----	56
2 障がい者等の現状-----	58
3 福祉サービス事業の状況-----	69
(資料2) 障がい福祉計画策定の経過-----	71
(資料3) 砺波市障がい福祉計画策定委員等名簿-----	72
(資料4) 砺波市福祉計画策定委員会設置要綱-----	74
用語解説-----	75

「障がい者」等の表記について

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的に策定するものです。また、平成30年度からは、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「障がい児福祉計画」を策定することとなりましたが、これは、国の基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の円滑な実施の確保を図るための計画であり、障がい福祉計画と一体のものとして策定するものです。

国においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい保健福祉制度の整備が行われています。

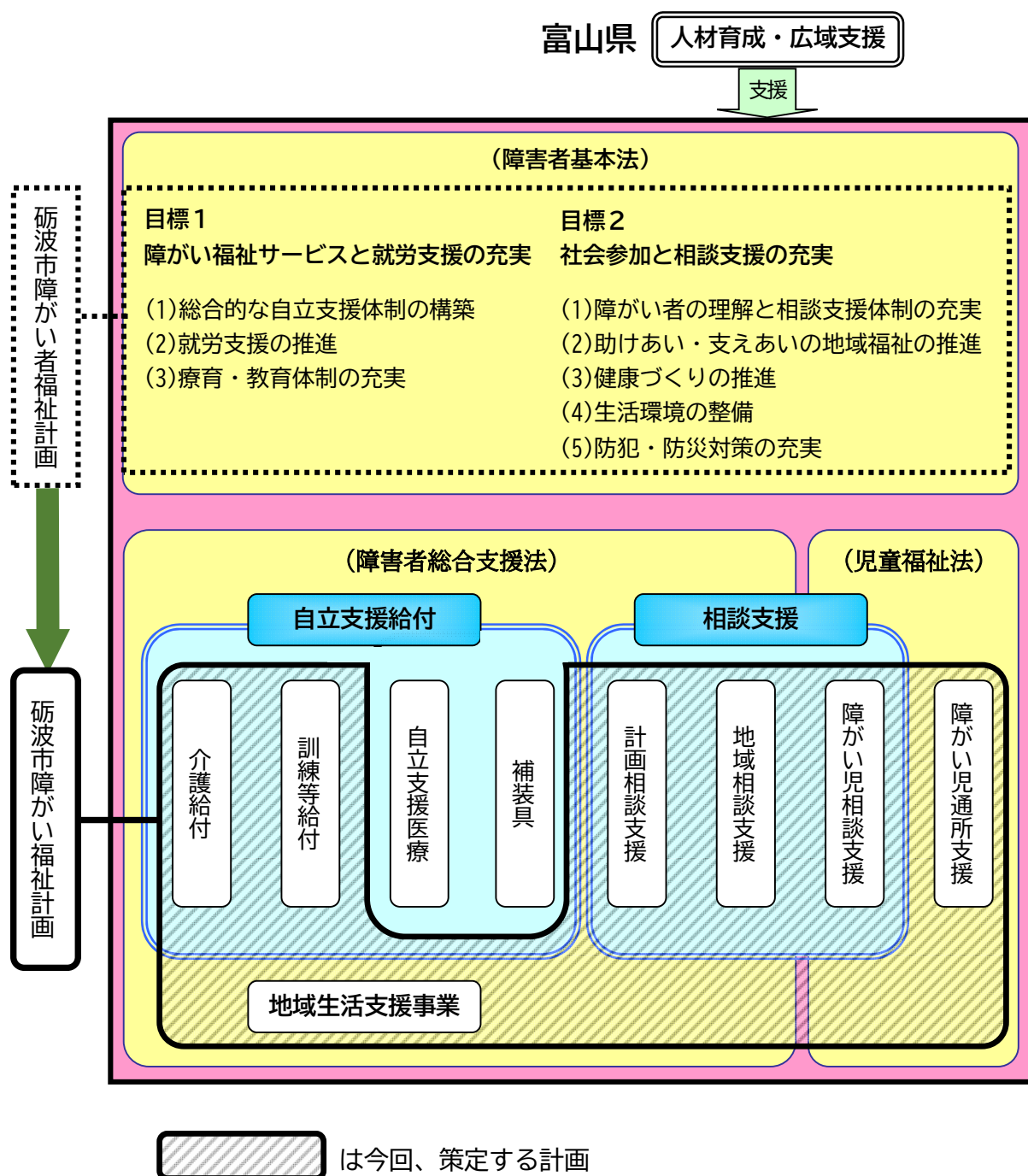
本市においては、これまで6期18年にわたって障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の確保に努めてきました。令和5年度をもって、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の見込量等に対する実績や、障がい者等本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など、本市における障がい者等を取り巻く状況を踏まえたうえで、障がい保健福祉施策の成果目標や活動指標、各サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を作成するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者等のための施策に関する基本的な計画として令和2年度に策定した「第3次砺波市障がい者福祉計画」のうち、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有し、3年ごとに見直しを図っていきます。

また、砺波市地域福祉計画、砺波市高齢者保健福祉計画、砺波市子ども・子育て支援事業計画との調和を図っていきます。

■ 砺波市障がい福祉計画の位置付け



3 計画の基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心・幸せを感じるウェルビーイングを目指す共生社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）及び難病患者等を対象に、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備し、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する提供体制の整備を進めます。また、砺波圏域における地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、機能の強化を図ります。

また、精神障がいのある人が長期の入院から地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、砺波地域障害者自立支援協議会と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の整備に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実と地域支援体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の充実を図ります。

さらに、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に努めます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組みます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を進めます。

さらに、障がい者の情報の取得利用・意思疎通の支援をするため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

4 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

地域生活を送る上で希望する障がい者等への生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター等の日中活動系サービスを確保します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、対象者数及び支援体制の現状を把握し、人材育成等を通じた支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を進めます。

5 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターと連携して、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実を図ります。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい者等に対する支援

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの受講を通して人材育成に努め、発達障がいのある子どもの保護者に対する支援体制を確保します。

(4) 自立支援協議会の活性化

障がい者等の実態把握、障がい者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を図るため、砺波地域障害者自立支援協議会（※以下「自立支援協議会」という。）から、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を受けます。

6 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援が、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できる支援体制の整備を進めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策と連携を図ります。

また、障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策と連携を図るとともに、子育て支援担当部署や保健医療担当部署との連携体制の確保に努めます。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校や障がい福祉サービスを提供する事業所等と連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援等を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で、児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域の対象者数やニーズ及び支援体制の現状を把握するとともに、地域資源の開発を行いながら、障がい児支援等の充実を図ります。

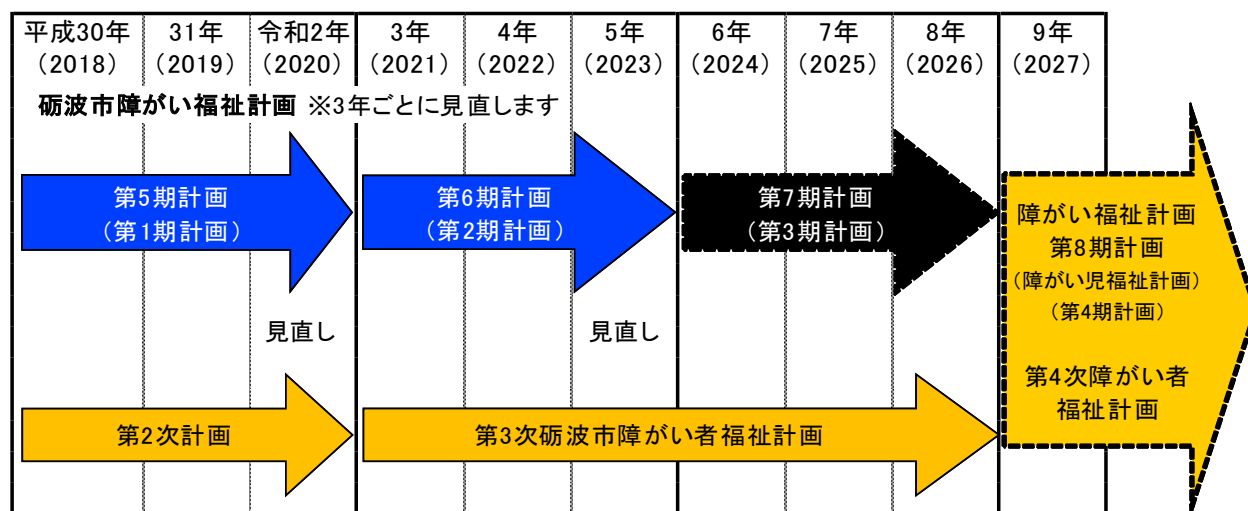
(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和8年度を目標年度として位置付け、数値目標を設定し、計画を策定します。



8 計画の策定体制

(1) 砺波市障がい福祉計画策定委員会

障がい者団体をはじめ、学識経験者、市民団体、行政、教育、医療、福祉関係団体、福祉関係事業所等からの推薦等で構成する16人の策定委員で計画内容を審議しました。

(2) 庁内幹事会

各分野の課長等で構成する幹事会（18人）で計画原案を検討しました。

(3) 市民ニーズの反映

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び手帳を持たずに障がい児通所支援等を利用する2,340人のうち800人に対して「障がい福祉に関するアンケート調査」を行い、363人の方から回答がありました。

このアンケート調査の結果から福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量に反映しました。

I 調査概要

- ① 調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している砺波市民又は、障がい福祉サービス利用中の施設等入所者及び手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者

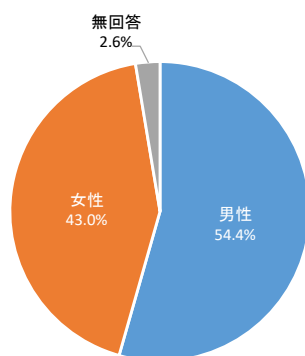
- ② 対象者数 手帳所持者 2,175 人（重複障がい調整後の実数）
 手帳を持たずに障がい福祉サービスを利用している者 165 人
 計 2,340 人のうち 800 人
 内訳 ・ 65 歳未満の中から無作為抽出 600 人
 身体 200 人、知的 193 人、精神 164 人、その他 66 人
 （重複障がい者があるため合計は一致しない）
 ・ 65 歳以上の中から無作為抽出 200 人
 身体 178 人、知的 3 人、精神 12 人、その他 8 人
 ・ 施設等入所者等 30 人（再掲）
- ③ 調査方法 郵送返送方式
- ④ 調査期間（令和 5 年 8 月 1 日基準日）
 令和 5 年 8 月 25 日から 9 月 14 日まで
- ⑤ 回収結果 回収数 363 人 回収率 45.4%

<性別、年齢、手帳等の種類別回答者数>

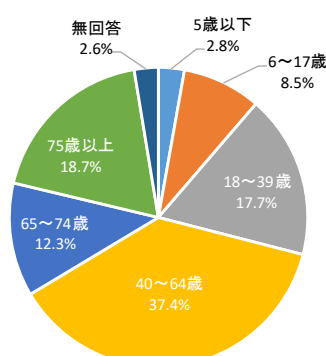
単位：人（％）

		回答者数	手帳等の種類等					
		合計	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	複数所持	不明	発達障がい等 （手帳不所持）
全体		363（100.0）	158（43.5）	89（24.5）	52（14.3）	35（9.6）	15（4.1）	14（3.9）
性別	男性	183（100.0）	75（41.0）	52（28.4）	20（10.9）	19（10.4）	6（3.3）	11（6.0）
	女性	172（100.0）	80（46.5）	34（19.8）	32（18.6）	15（8.7）	8（4.7）	3（1.7）
	答えたくない	4（100.0）	1（25.0）	3（75.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）	0（0.0）
	無回答	4（100.0）	2（50.0）	0（0.0）	0（0.0）	1（25.0）	1（25.0）	0（0.0）
年齢	5歳以下	6（100.0）	1（16.7）	3（50.0）	0（0.0）	1（16.7）	0（0.0）	1（16.7）
	6～17歳	29（100.0）	1（3.4）	17（58.6）	1（3.4）	0（0.0）	1（3.4）	9（31.0）
	18～39歳	71（100.0）	7（9.9）	39（54.9）	14（19.7）	7（9.9）	3（4.2）	1（1.4）
	40～64歳	136（100.0）	57（41.9）	22（16.2）	35（25.7）	16（11.8）	5（3.7）	1（0.7）
	65～74歳	44（100.0）	33（75.0）	5（11.4）	2（4.5）	3（6.8）	1（2.3）	0（0.0）
	75歳以上	71（100.0）	57（80.3）	2（2.8）	0（0.0）	6（8.5）	4（5.6）	2（2.8）
	無回答	6（100.0）	2（33.3）	1（16.7）	0（0.0）	2（33.3）	1（16.7）	0（0.0）

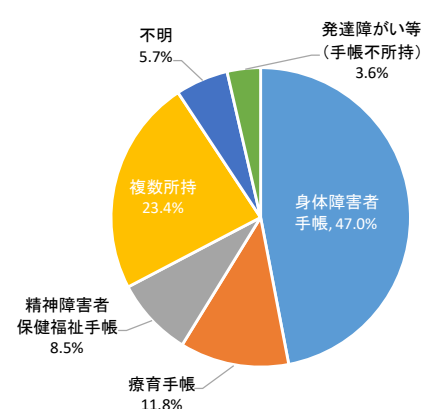
性別



年齢別



障がい別



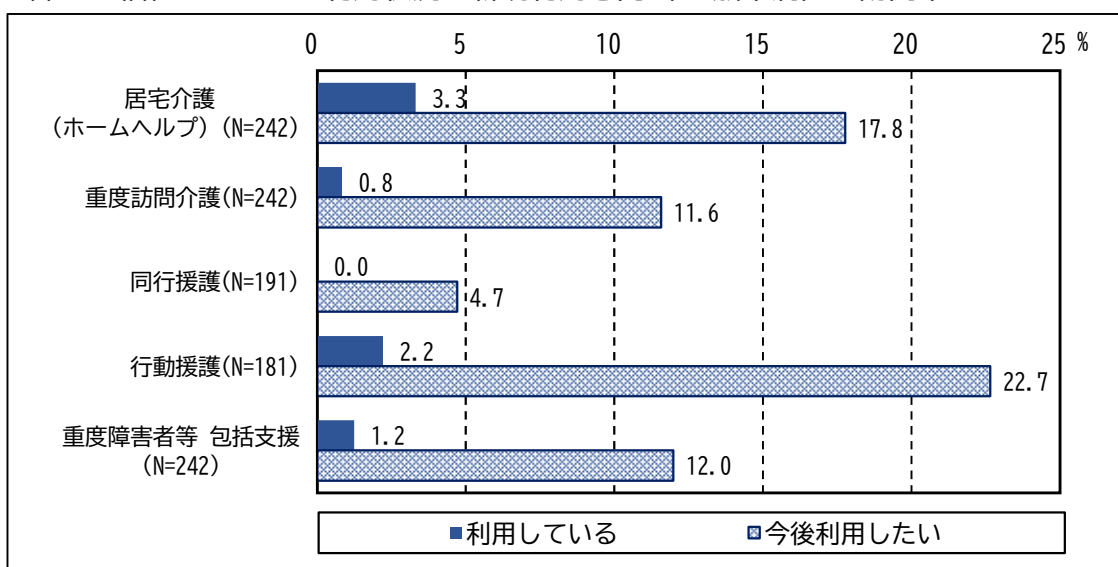
Ⅱ 障がい福祉サービスの利用意向の集計結果

障がい福祉サービスのニーズについては、サービスごとに現在の利用状況と利用していない場合、今後利用したいかを尋ねました。以下においては、65歳未満の242人の回答を抽出して集計しました。

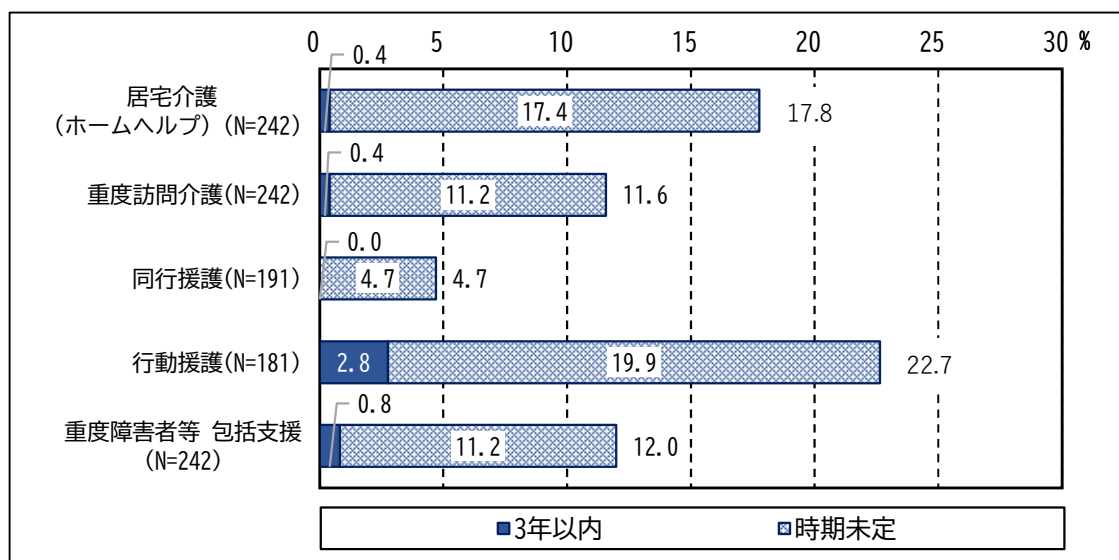
<訪問系サービス>

同行援護は、身体障害者手帳所持者、行動援護は療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者を集計対象としました。訪問系サービスでは、現在の利用状況は居宅介護の利用が3.3%で最も多く、新規の利用意向は行動援護で22.7%、居宅介護で17.8%になっています。また、3年以内の利用意向は行動援護で2.8%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<訪問系>



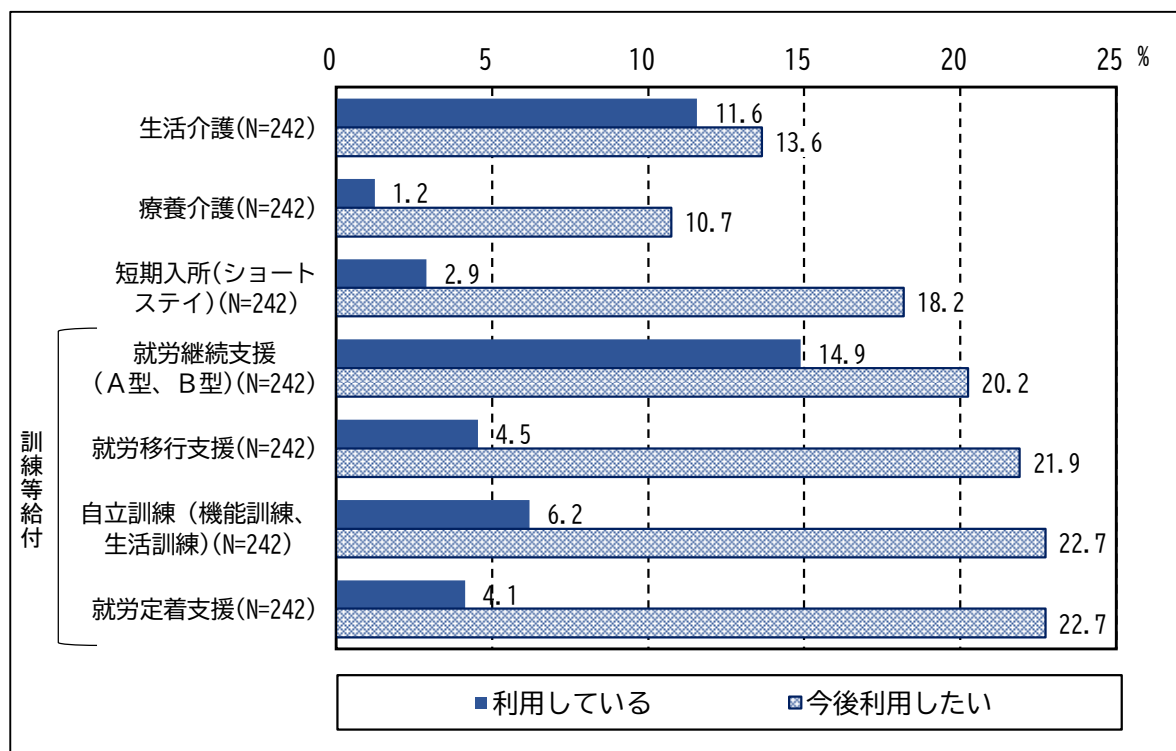
今後利用したいと回答した方の利用見込み時期



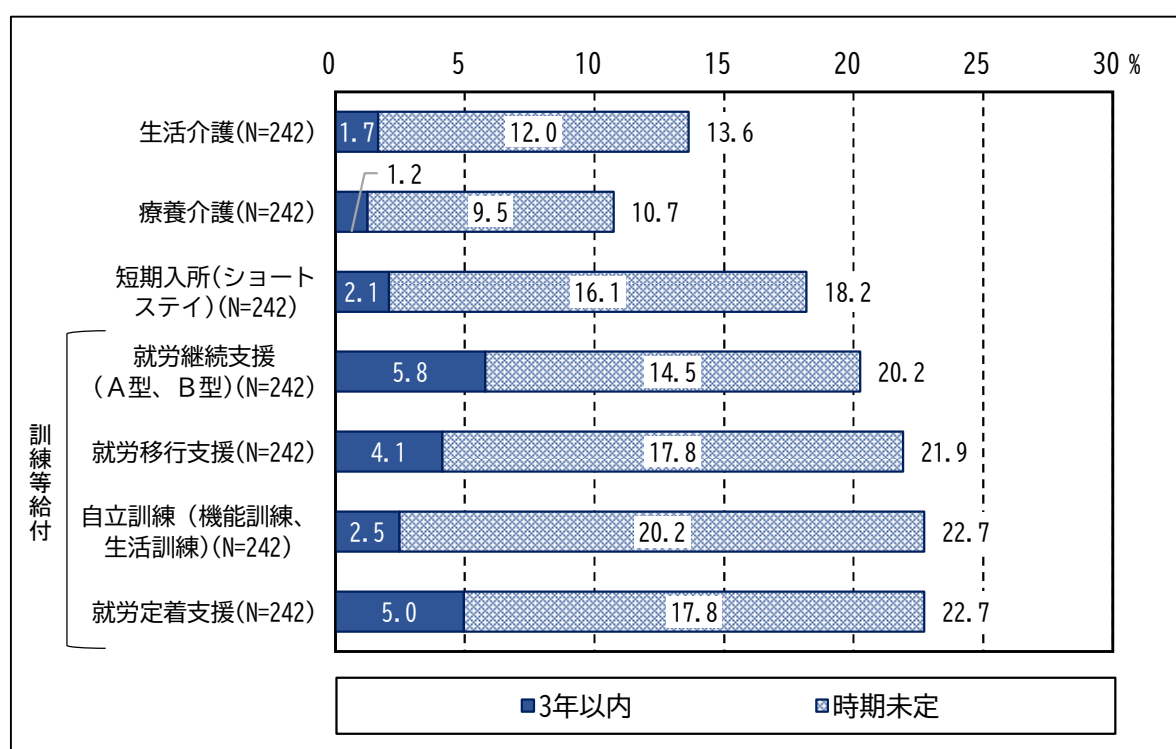
<日中活動系サービス>

日中活動系サービスでは、訓練等給付がいずれも20%以上の利用意向があり、3年以内の利用意向では就労継続支援が5.8%と最も多くなっています。就労定着支援については、既存の事業の中で同様の支援が一定程度行われており、この事業に限らず、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは高いと言えます。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<日中活動系>



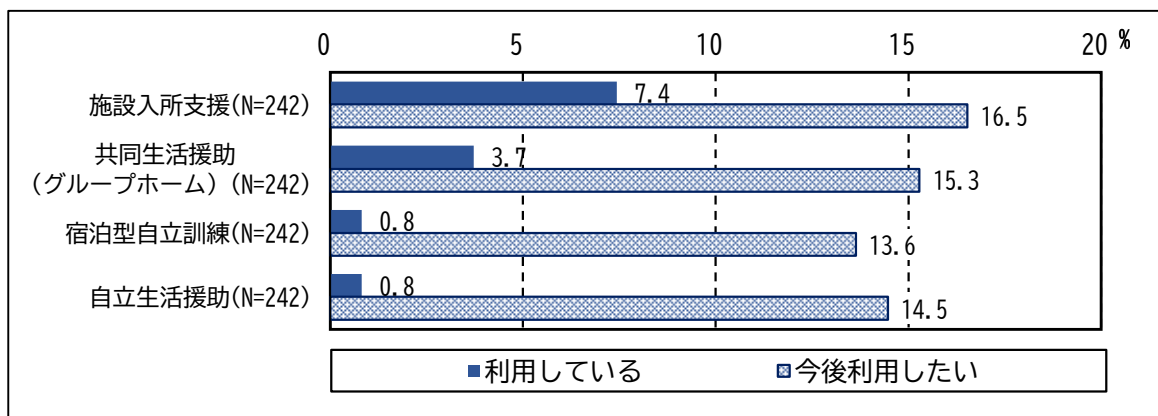
今後利用したいと回答した方の利用見込み時期



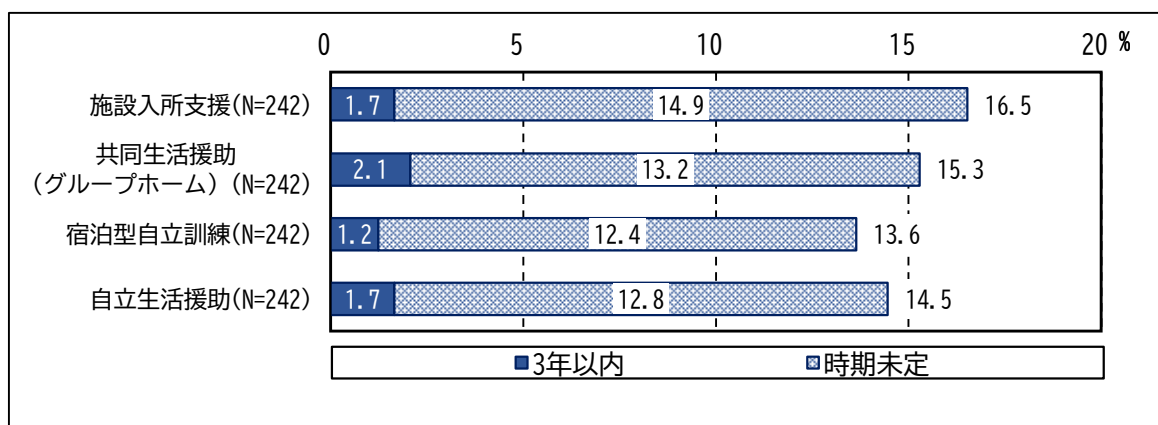
<居住系サービス>

居住系のサービスについては、施設入所支援の利用意向が16.5%と最も高く、次いで共同生活援助が15.3%となっています。3年以内の利用意向は、共同生活援助が最も高く2.1%となっています。

障がい福祉サービスの利用状況と新規利用意向（65歳未満）<居住系>



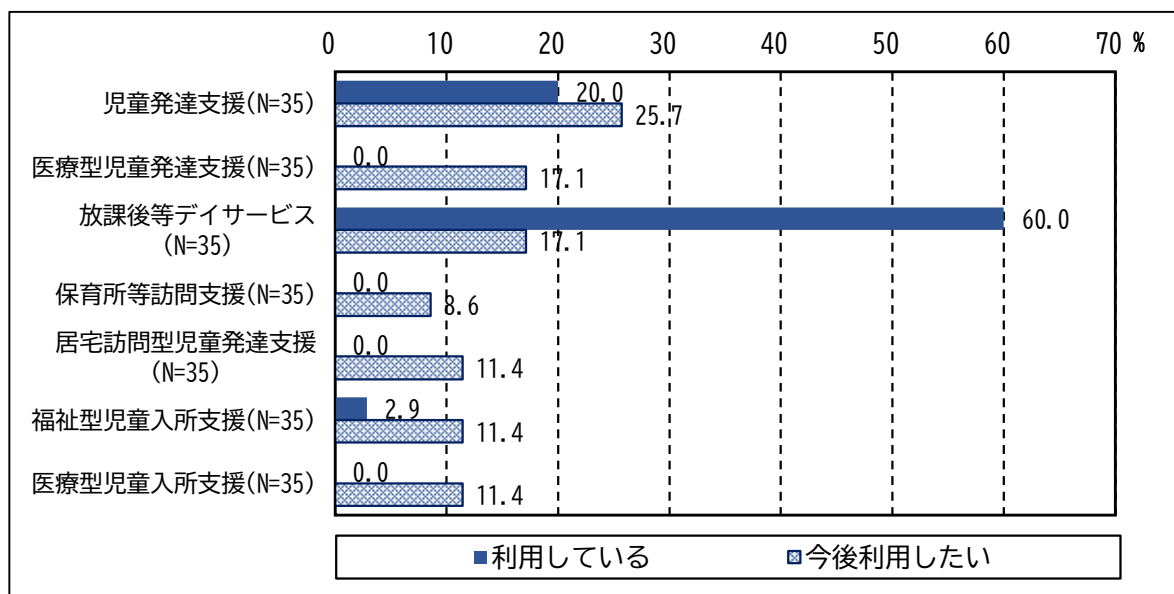
今後利用したいと回答した方の利用見込み時期



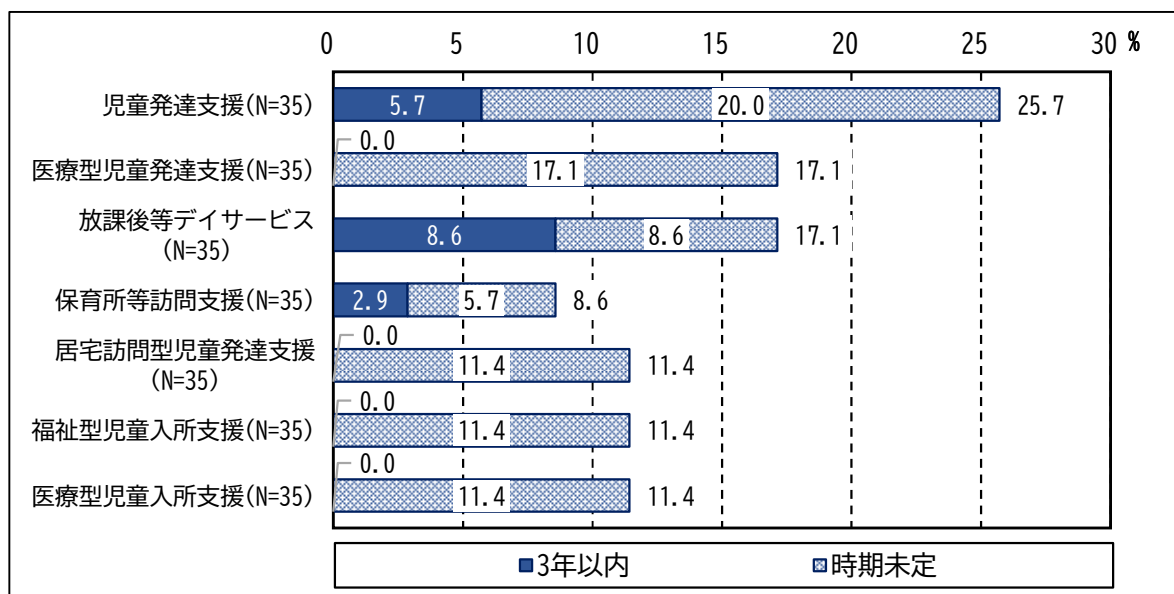
<障がい児支援サービス>

18歳未満の児童のサービスについては、アンケート調査に回答した18歳未満の児童の保護者35人のうち、現在の利用状況は、放課後デイサービスの利用が60.0%、児童発達支援の利用が20.0%と高く、今後の利用意向は、放課後等デイサービスが17.1%、児童発達支援が25.7%となっています。さらに3年以内の利用意向については放課後等デイサービスが8.6%と高くなっています。

障がい児支援サービスの利用状況と新規利用意向（18歳未満）



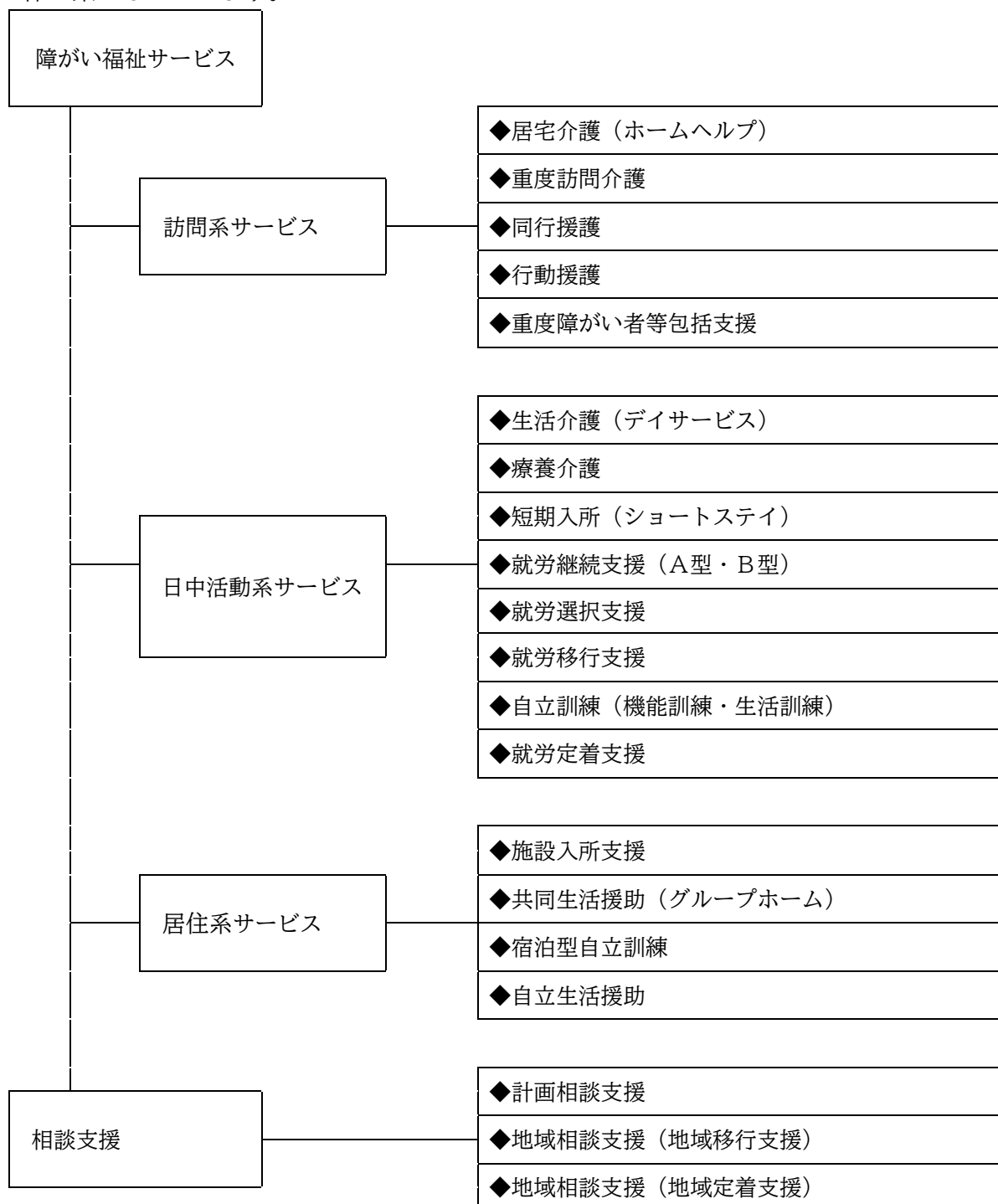
今後利用したいと回答した方の利用見込み時期

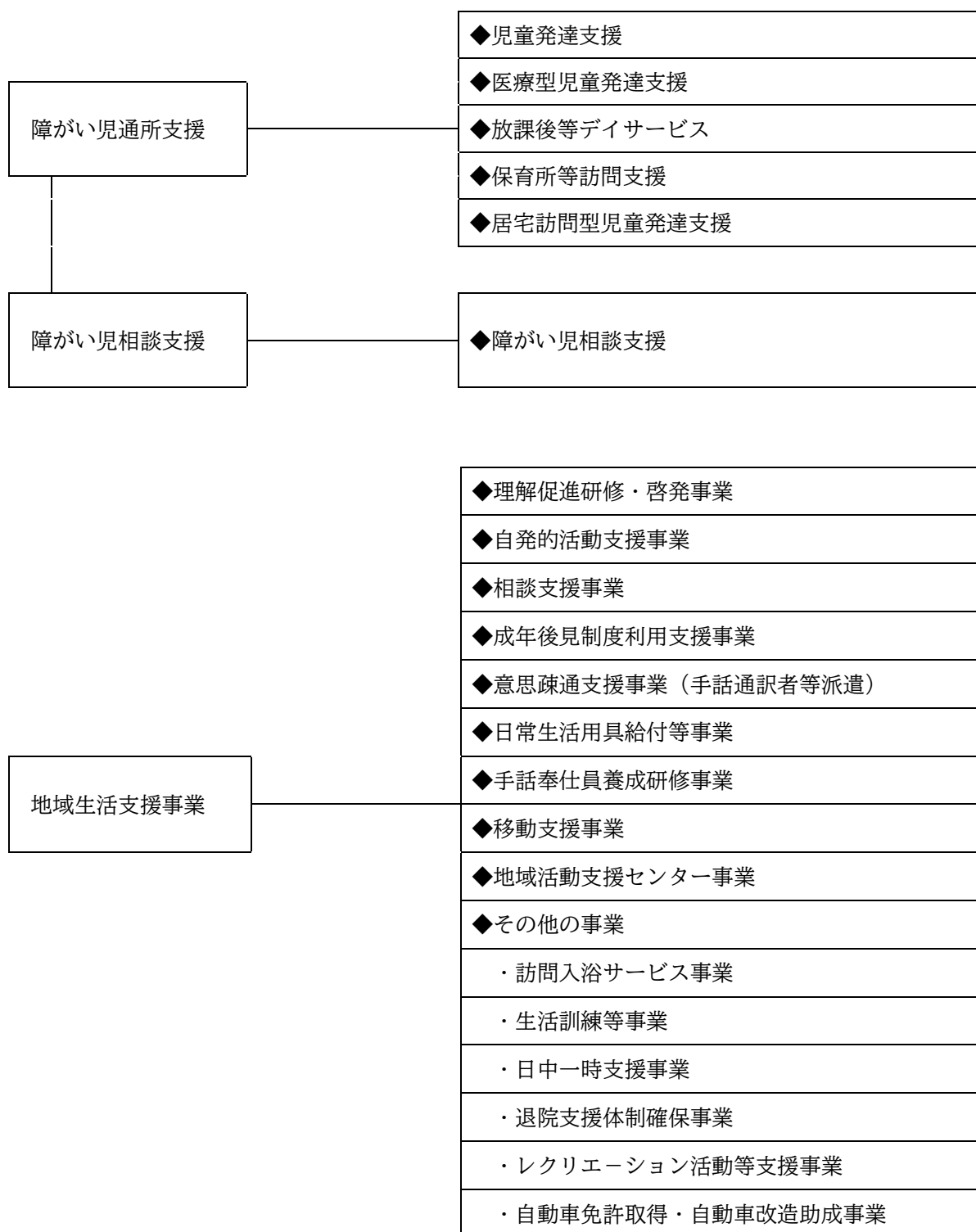


9 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がい者等の個々の障がい程度や勘案すべき事項（介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）を踏まえ個々に支給決定が行なわれる「障がい福祉サービス」及び「相談支援」と、利用者の状況に応じて市町村の創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

また、児童福祉法に基づき、障がい児を対象として市が提供するサービスには「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」があります。なお、「障がい児入所支援」の実施主体は県となっています。





第2章

令和8年度の数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障がい福祉計画において、必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業等の提供体制確保に係る事項について数値目標を設定します。

目標値の設定にあたっては、サービスの利用実態や令和5年度末までの実績見込み、県が示した積算の考え方及び「障がい福祉に関するアンケート調査」の結果から、福祉サービスのニーズ等の分析を行い、計画のサービス見込量（推計）に反映しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、福祉施設入所者のうち、希望される方に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。現在、地域生活への移行が進まない要因として、障がいの重度化・高齢化などが挙げられます。地域生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進する社会福祉法人等に対して必要な支援を行います。また、地域での日中活動の場として、生活介護、自立訓練等のサービスを確保します。

■＜第6期計画＞実績見込み

地域生活移行者数についての第6期の実績値は、令和3年度から令和5年度までの3年間で0人（令和元年度末時点の施設入所者数72人に対して0%）の見込みであり、目標を達成していません。受け皿となるグループホームについては、砺波圏域（※砺波市、小矢部市、南砺市）内で施設整備が進みましたが、入所者の重度化、高齢化が進むなか、地域生活への移行の推進には、地域で支える体制づくり（地域生活支援拠点等の整備など）が必要です。

一方、施設入所者数の削減については目標（国の基本指針1.6%以上）を達成する見込みです。

※ 圏域：県が設定する障がい保健福祉圏域。富山県には富山圏域、高岡圏域、新川圏域、砺波圏域の4圏域があり、砺波圏域は、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成

項 目	令和5年度末（R3～R5 合計） 【第6期目標値】	令和5年度末実績見込 （R3～R5 合計）
令和5年度末までの 地域生活移行者数	10人（13.9%）	0人（0%）

項 目	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	72 人	
令和5年度末の施設入所者数（B）	69 人	61 人
令和5年度末の減少見込（A-B）	3 人（4.2%）	11 人（15.3%）

■＜第7期計画＞目標値

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者のうち、4人（6.5%）が地域での生活に移行するとともに、令和4年度末時点の施設入所者数62人から4人（6.5%）減少することを目指します。

【国の基本指針】

令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することを基本とする。

項 目	数 値	考え方
【第7期目標値】 令和8年度末までの 地域生活移行者数	4 人 (6.5%)	施設入所から住まいの場をグループホーム等へ 移行する者の数（割合：4人÷62人）

項 目	数 値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	62 人	令和4年度末時点
令和8年度末の施設入所者数（B）	58 人	令和8年度末時点
【第7期目標値】 令和8年度末の減少見込（A-B）	4 人 (6.5%)	入所者の減少見込み者数 （割合：4人÷62人）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）では、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と調整しながら、自立支援協議会に保健、福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、地域全体の目標や課題を共有しながら、連携体制を取っていきます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率について、県が目標値を設定します。

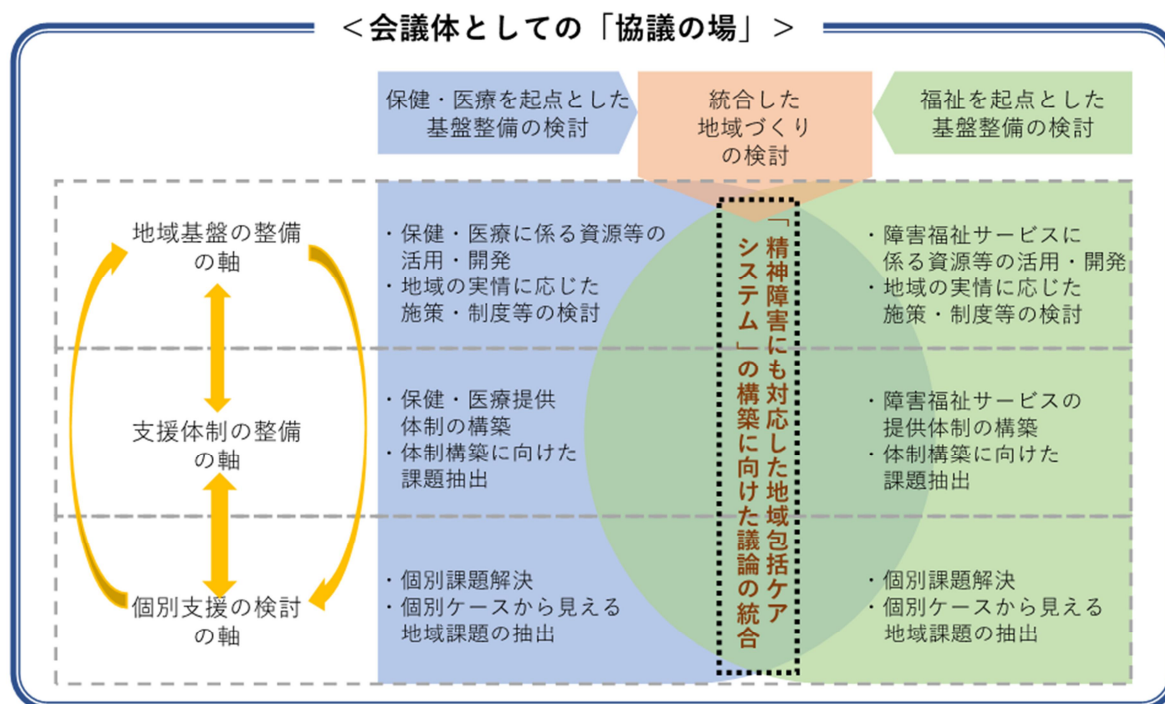
なお、県が算定した本市の令和8年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（サービス利用者数）」は19人（国が基本方針に基づき推計）であり、これを勘案して後述の「障がい福祉サービス等のサービス見込量」に反映させています。

【国の基本指針】

令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が示す式により算出される患者数を基本とする。

令和8年度における精神病床における早期退院率を、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。



3 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活を支援する機能（※）として、砺波圏域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」という。）を、圏域で整備しました。今後は、機能充実のため、自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を行っていきます。

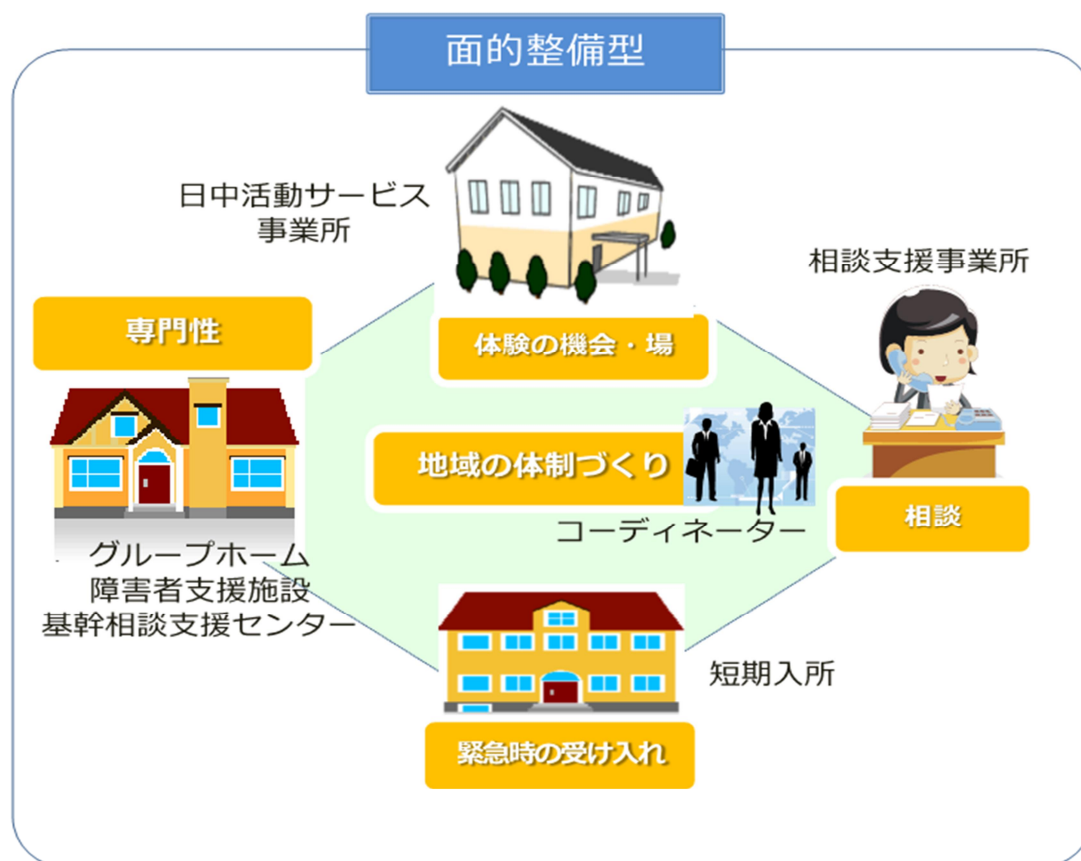
また、強度行動障がいのある人については、支援ニーズを把握し、それを踏まえて地域における支援体制の整備を進めていきます。

※ 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイによる緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行うもの。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

各市町村または各圏域において、強度行動障がいのある人に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。



出典：厚生労働省「地域生活拠点等整備促進のための全国担当者会議」資料

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備（砺波圏域）	1 か所	1 か所	1 か所
箇所数	8 人	8 人	8 人
コーディネーターの配置数	1 回	1 回	1 回
検証・検討の実施回数			

項 目	【第7期目標値】	考え方
強度行動障がいをもつ者の支援体制の有無	○	強度行動障がいをもつ者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備の構築

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を目指す障がい者を支援するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと各事業所が連携し、一般企業への就労を促進するための障害者トライアル雇用事業や職場適応訓練など障がい者のニーズに応じたきめ細やかな就労支援体制の構築に努めます。

また、国等の各種助成制度の支給期間満了後も継続雇用する事業主に対し、市独自に障害者雇用奨励金の制度を設けるなど、就労後の定着支援にも努めてきたところですが、就労定着支援事業の推進など、今後も職場定着への支援の取組を行っていきます。

■＜第6期計画＞実績見込み

令和5年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人数は、目標値9人に対し1人、11%の達成見込となっています。また、令和5年度の就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度末利用者数の2人より50%以上の増加を目標としましたが、1人と減少する見込みです。

項 目	令和元年度 一般就労移行者数	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和元年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数	6 人	9 人	1 人

項 目	令和元年度末 就労移行支援事業	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和元年度の就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	2人	3人(50%増)	1人(50%減)

項 目	令和元年度末 就労移行支援事業	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和元年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	3人	4人	0人

項 目	令和元年度末 就労移行支援事業	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和元年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	1人	2人	0人

項 目	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和5年度に就労定着支援事業を利用して一般就労に移行する者の割合	70%	0%

項 目	令和5年度 【第6期目標値】	令和5年度 実績見込
令和5年度の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%	0%

■＜第7期計画＞目標値

令和8年度中の福祉施設等から一般就労への移行者数を令和3年度の一般就労への移行実績4人の1.75倍とし、年間7人とします。

うち、就労移行支援事業は2人、就労継続支援A型事業は4人、就労継続支援B型事業は1人の利用を目指します。

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて、2人が就労定着支援事業を利用すること。また、就労定着支援事業所のうち、事業所が開設された場合、就労定着率が7割以上となる事業所を全体の2割5分以上とすることを、それぞれ目指します。

【国の基本指針】

令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の全体の5割以上を基本とする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.28倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	4人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【第7期目標値】令和8年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者の数	7人	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.28倍以上】
令和3年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	1人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行した者の数
【第7期目標値】令和8年度の就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者の数	2人	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.31倍以上】

項 目	数 値	考え方
令和3年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	3人	令和3年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【第7期目標値】令和8年度の就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行する者の数	4人	令和8年度において、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 【Aの1.29倍以上】

項 目	数 値	考え方
令和3年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数(A)	0人	令和3年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行した者の数
【第7期目標値】令和8年度の就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行する者の数	1人	令和8年度において、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数【Aの1.28倍以上】

項 目	数 値	考え方
【第7期目標値】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項 目	数 値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数(A)	0人	令和3年度において、就労定着支援事業を利用した者の数
【第7期目標値】令和8年度の就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度において、就労定着支援事業を利用する者の数 【Aの1.41倍以上】

項 目	数 値	考え方
【第7期目標値】令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所の割合	市内事業所なし 開設時取り組む	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合 【全体の25%以上】

5 障がい児支援の提供体制の整備等

砺波圏域では、福祉型児童発達支援センター「わらび学園」が設置されており、保育所等訪問支援も行っています。障がい児等の中核的な療育支援施設として、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。また、令和6年4月1日に施行される児童福祉法等の一部改正により、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）の一元化を促進します。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が、圏域内に開設されており、さらに身近な地域で支援を受けられるよう努めます。

また、自立支援協議会に設置した医療的ケア児（※）支援のための協議の場及び圏域に配置した医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心に医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携に努めます。

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児等の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいいます。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及び、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

市町村単独での設置や確保が困難な場合には、圏域での設置や確保で差し支えない。

項 目	数 値 【第7期目標値】	考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所以上	砺波圏域に設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	○	砺波圏域に構築済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所以上	砺波圏域に設置済み
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所以上	砺波圏域に設置済み
医療的ケア児支援のための関係機関等の連携を図るための協議の場	○	自立支援協議会（障害児部会）に設置済み

項 目	数 値 【第7期目標値】	考え方
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○	砺波圏域内の各相談支援事業所等に配置済み

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和2年5月に設置した砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の強化を図るとともに、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行っていきます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

また、協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に係る体制を確保することを基本とする。

項 目	数 値 【第7期目標値】	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○	基幹相談支援センターにおいて実施

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化、多くの事業者が参入している中で、障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握と障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているか検証を行うとともに、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くす取組や適正な運営を行う事業所の確保に努め、さらに、障がい福祉サービス等の提供に重要である意思決定支援を研修等により推進する体制を構築します。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、基本指針に掲げる障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	数 値 【第7期目標値】	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○	令和8年度末までに構築

8 障がい福祉サービス等のサービス見込量

(1) 訪問系サービス

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施する「居宅介護（ホームヘルプ）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(人)	34人	29人	36人	26人	38人	27人
	利用量(時間)						
重度訪問介護	利用者数(人)						
	利用量(時間)						
同行援護	利用者数(人)						
	利用量(時間)						
行動援護	利用者数(人)						
	利用量(時間)						
重度障がい者等 包括支援	利用者数(人)						
	利用量(時間)						

※ 利用量＝利用者数×1人当たりの利用量

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(人)	30	36	42
	利用量(時間)	460	550	640
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数(人)	11	13	15
	利用量(時間)	66	78	90
重度訪問介護	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(時間)	960	970	980
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0
同行援護	利用者数(人)	0	0	1
	利用量(時間)	0	0	5
行動援護	利用者数(人)	2	2	2
	利用量(時間)	70	73	76
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	利用者数(人)	0	0	1
	利用量(時間)	0	0	10
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0

※ 利用量＝利用者数×1人当たり利用量

■サービス見込量を確保するための方策

障がい特性を理解したホームヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。居宅介護（ホームヘルプ）については、精神障がい者の退院後の生活を支援するための利用や高齢者の介護保険サービスと併給しての利用等が増えてきており、必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、相談支援事業所等と連携を図り、適切なサービス提供に努めます。

また、同行援護や行動援護等については、サービス内容や対象者などについて情報提供を行うとともに、サービス事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中の活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施する「生活介護」等のサービスと、「訓練等給付」として実施する「自立訓練（機能訓練）」等のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりです。障害者総合支援法の改正により、令和7年10月から「就労選択支援」が創設される予定です。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介 護 給 付	生活介護 (デイサービス)	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結んで就労の場を提供します。

サービス名		内 容
	就労継続支援 (B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が困難になった人、就労移行支援事業を利用したが、就労継続支援B型の利用が適当と判断された人を対象とします。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護 (デイサービス)	利用者数	122人	111人	123人	104人	124人	107人
	利用延日数	2,415日	2,238日	2,435日	2,062日	2,455日	2,026日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	利用延日数	8日	0日	8日	0日	8日	0日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3人	3人	5人	4人	7人	3人
	利用延日数	45日	69日	75日	89日	105日	53日
就労移行支援	利用者数	7人	2人	8人	4人	8人	4人
	利用延日数	91日	29日	104日	59日	104日	70日
就労継続支援 (A型)	利用者数	75人	70人	76人	76人	77人	79人
	利用延日数	1,400日	1,439日	1,420日	1,520日	1,440日	1,511日
就労継続支援 (B型)	利用者数	73人	65人	74人	78人	75人	81人
	利用延日数	1,226日	1,246日	1,244日	1,472日	1,262日	1,331日
就労定着支援	利用者数	3人	0人	4人	0人	5人	0人
療養介護	利用者数	17人	17人	17人	17人	18人	18人
短期入所 (福祉型)	利用者数	12人	10人	13人	7人	14人	7人
	利用延日数	96日	83日	104日	39日	112日	45日
短期入所 (医療型)	利用者数	4人	2人	4人	0人	4人	1人
	利用延日数	20日	13日	20日	0日	20日	4日

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (デイサービス)	利用者数	112人	117人	122人
	利用延日数	2,121日	2,216日	2,311日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	13人	15人	17人
うち精神障がい者に係る見込量	利用延日数	246日	264日	282日
うち重度障がい者に係る見込量	利用者数	11人	12人	13人
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0人	0人	1人
	利用延日数	0日	0日	8日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3人	4人	4人
	利用延日数	53日	71日	71日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	3人	4人	4人
	利用延日数	53日	71日	71日
就労選択支援	利用者数	—	1人	2人
就労移行支援	利用者数	8人	12人	20人
	利用延日数	140日	210日	280日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	6人	9人	12人
	利用延日数	113日	167日	221日
就労継続支援 (A型)	利用者数	82人	85人	87人
	利用延日数	1,565日	1,569日	1,623日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	50人	52人	54人
	利用延日数	922日	958日	994日
就労継続支援 (B型)	利用者数	84人	87人	90人
	利用延日数	1,385日	1,439日	1,493日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	26人	28人	30人
	利用延日数	356日	392日	428日
就労定着支援	利用者数	1人	2人	2人
療養介護	利用者数	19人	19人	20人
短期入所 (福祉型)	利用者数	9人	11人	13人
	利用延日数	57日	69日	81日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	1人	2人	3人
うち精神障がい者に係る見込量	利用延日数	12日	24日	36日
うち重度障がい者に係る見込量	利用者数	1人	1人	2人
短期入所 (医療型)	利用者数	2人	3人	4人
	利用延日数	8日	12日	16日
うち精神障がい者に係る見込量	利用者数	1人	2人	2人
うち精神障がい者に係る見込量	利用延日数	4日	8日	8日
うち重度障がい者に係る見込量	利用者数	0人	1人	1人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等が地域で安心して生活するために、日中活動の場の充実を図ります。また、相談支援事業者等と連携して、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者がサービスを受けられるよう事業者情報等を提供します。

就労移行支援や就労継続支援に関しては、自立支援協議会をはじめ、地域の関係機関や団体と連携しながら雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保についても留意します。

就労定着支援については、障害者就業・生活支援センター等が同様の支援に取り組むとともに、就労移行支援事業所等によるサービス提供体制の整備に努めます。

短期入所については、今後も身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

住まいの場となる「居住系サービス」には、「介護給付」として実施する「施設入所支援」と、「訓練等給付」として実施する「共同生活援助（グループホーム）」等があり、各サービス内容は次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名		内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する障がい者等に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がい者等に、主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居（※）があります。
訓練等給付	宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練や支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の支援を行います。利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

※ 入居定員を1人とするサテライト型住居については、単身等で生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援	71人	65人	70人	62人	69人	61人
共同生活援助 （グループホーム）	44人	52人	44人	57人	44人	56人
宿泊型自立訓練	2人	2人	2人	3人	2人	3人
自立生活援助	1人	0人	1人	0人	1人	0人

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	60人	59人	58人
共同生活援助 （グループホーム）	62人	68人	72人
うち精神障がい者に係る見込量	20人	23人	26人
うち重度障がい者に係る見込量	0人	1人	1人
宿泊型自立訓練	2人	2人	2人
自立生活援助	0人	1人	1人
うち精神障がい者に係る見込量	0人	1人	1人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等の地域移行を促進するためには、共同生活援助（グループホーム）を中心とした住まいの場の確保が重要です。市内には、共同生活援助（グループホーム）と宿泊型自立訓練の実施施設がありますが、今後も入所施設等からの地域生活への移行の受け皿、障がい者等やその親の高齢化が進んでいる現状を踏まえた、親亡き後の自立を支援する受け皿として、共同生活援助（グループホーム）の整備を支援し、住まいの場の確保に努めます。

自立生活援助については、施設等からの地域移行者に限らず、地域での一人暮らしを希望する障がい者を広く支援できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

施設入所支援については、サービスが必要な障がい者等が継続して利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者等の計画相談支援を提供します。

また、障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域移行・地域定着支援の個別給付化により、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った支援を提供します。

■サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	○サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	84人	94人	86人	101人	88人	97人
地域相談支援 (地域移行支援)	2人	0人	2人	0人	2人	0人
地域相談支援 (地域定着支援)	1人	0人	2人	0人	2人	0人

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	100人	103人	106人
うち精神障がい者に係る見込量	28人	31人	34人
地域相談支援 （地域移行支援）	2人	2人	2人
うち精神障がい者に係る見込量	2人	2人	2人
地域相談支援 （地域定着支援）	1人	2人	2人
うち精神障がい者に係る見込量	1人	2人	2人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成が必須となっています。その人の障がい特性やニーズを十分把握した上で、さまざまな福祉サービスを組み合わせることで、切れ目のない支援が行えるよう、利用者等への情報提供を行います。計画相談支援は、相談支援専門員等の不足から計画策定までに日数を要していることから、相談支援専門員の増員に向けた取組について、相談支援事業所と検討します。

また、自立支援協議会を通じ、地域の事業者等との連携を図るとともに、砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上や相談支援体制の強化に努めます。

9 児童福祉法による障がい児支援のサービス見込量

児童福祉法に基づく、障がい児を対象とした通所サービスについて、見込量やその確保策を定めるものです。障害者総合支援法に基づく居宅サービスと一体的に利用することができます。なお、入所サービスは「障がい入所支援」として県が実施主体となっています。

■サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な児童に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	○障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

施設種別	内 容
児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援等の地域支援を実施する施設です。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（1か月当たり）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用者数	37人	30人	38人	36人	39人	36人
	利用延日数	418日	434日	430日	331日	440日	296日
医療型児童発達支援	利用者数	4人	0人	4人	0人	4人	0人
	利用延日数	22日	0日	22日	0日	22日	0日
放課後等デイサービス	利用者数	74人	86人	76人	102人	79人	113人
	利用延日数	636日	1,247日	654日	1,491日	680日	1,460日
保育所等訪問支援	利用者数	7人	0人	8人	0人	8人	3人
	利用延日数	20日	0日	23日	0日	23日	3日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	利用延日数	1日	0日	1日	0日	1日	0日
障がい児相談支援	利用者数	48人	50人	55人	68人	62人	59人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	11人	15人	12人	15人	13人	17人

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（1か月当たり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	40人	42人	44人
	利用延日数	328日	344日	360日
医療型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	利用延日数	1日	1日	1日
放課後等デイサービス	利用者数	116人	119人	122人
	利用延日数	1,499日	1,538日	1,577日
保育所等訪問支援	利用者数	3人	3人	3人
	利用延日数	3日	3日	3日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0人	0人	1人
	利用延日数	0日	0日	1日
障がい児相談支援	利用者数	65人	70人	75人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーター	配置人数 (砺波圏域)	18人	19人	20人

■サービスを確保するための方策

集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、健康センターやこども課等の関係部署と引き続き連携を図っていきます。

また、圏域では発達障がいの専門機関や医療機関が不足している等の課題がありますが、児童発達支援センター「わらび学園」を中心として、障がい児が身近な地域で、障がいの種別に関わりなく適切な支援が受けられるよう努めます。

特に、重症心身障がい児等が放課後等デイサービスを利用したり、外出が困難な場合に居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制や、医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターを配置し、関係機関と連携して圏域内の体制整備に努めます。

放課後等デイサービスについては、介護保険のデイサービス事業所等が障がい福祉サービスの基準該当事業所として実施してきましたが、新規の事業所が開設されました。今後も利用量の大幅な増加が見込まれることから、実施事業所の確保のための開設の働きかけや、研修機会の提供等による人材育成支援に努めます。

10 その他の活動指標

(1) 発達障がい児に対する支援

ペアレントトレーニング（※）やペアレントプログラム（※）等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで支援を受けることができる体制づくりを行います。

また、発達障がい児の保護者の悩みや孤立感を軽減し、共感的なサポートを行うペアレントメンター（※）の育成を目指します。

■＜第6期計画＞各年度末の実績

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
ピアサポート（※）の活動への参加人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（砺波圏域）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	15人	15人	15人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

※ ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、児童の発達促進や不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

※ ペアレントプログラムとは、児童の姿を「行動で見る」「行動で考える」ことで、児童のいいところに気づき、ほめ上手になることを目指す、保護者向けのプログラムです。

※ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある児童の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

※ ピアサポート活動とは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として問題の解決等を支援したりする活動のことです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会に設置した保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関と連携を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助等の障がい福祉サービスの利用を促進し、精神障がい者の地域定着を目指します。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（砺波圏域）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	1回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数	17人	32人	17人	15人	17人	18人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（砺波圏域）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数	18人	18人	18人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

砺波圏域障害者基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組みを実施するとともに、砺波圏域障害者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域の相談支援体制の強化に努めます。また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行います。

■＜第6期計画＞各年度末の実績（砺波圏域）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	320件	351件	320件	291件	320件	350件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	11件	10件	8件	10件	11件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	4回	5回	7回	5回	5回

■＜第7期計画＞各年度末の見込量（砺波圏域）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		350件	350件	350件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		11件	11件	11件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		5回	5回	5回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		3回	3回	3回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	6回	6回	6回
	参加事業者・機関数	60事業者	60事業者	60事業者
	専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会
	専門部会の実施回数	24回	24回	24回

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県や基幹相談支援センター等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加しスキルアップを図ります。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し分析した結果を障がい福祉サービス等事業所や関係自治体等と共有し、請求事務の適正化と効率化を図ります。

さらに、障がい福祉サービス等の提供に重要である意思決定支援を「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発や相談支援専門員、サービス管理責任者等に対する研修により推進します。

■＜第6期計画＞各年度末の実績

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無（砺波圏域）	○	○	○	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数（砺波圏域）	1回	0回	1回	1回	1回	1回

■＜第7期計画＞各年度末の見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無（砺波圏域）	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数（砺波圏域）	1回	1回	1回

11 地域生活支援事業のサービス見込量

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的として、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修・啓発事業	○	○	○	○	○	○

■＜第7期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	○	○	○

■サービス見込量を確保するための方策

平成26年度から、砺波市社会福祉協議会に委託して小学生を対象に障がいの理解を深める教室や市民を対象に障がい者を理解するための講座、障がい者等との交流活動を行っています。

国では、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、県においても、平成26年12月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定され、ともに平成28年4月から施行されました。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月より、民間事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から法定義務へと変わることもあり、差別解消に向け、市民や民間事業者への周知・啓発を一層強化する必要があります。障がい者等に対する理解を深め、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくるために、今後とも、子どもから大人までの幅広い市民を対象とした研修会等の実施や障がい者等との交流活動の他、事業所訪問や広報活動等を行い、障がいに対する理解の推進と啓発に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業内容

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障がい者等や家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

■＜第6期計画＞各年度の実績（実施の有無）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自発的活動支援事業	○	○	○	○	○	○

■＜第7期計画＞各年度の見込み（実施の有無）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	○	○	○

■サービス見込量を確保するための方策

自発的活動支援事業には、障がい者等や家族が互いの悩みを共有するピアサポートや障がい者等に対するボランティア活動支援などがあります。

障がい者等の家族が取り組むボランティア活動等について継続して支援を行い、共生社会の実現を目指します。

(3) 相談支援事業

■事業内容

事業名	内 容
相談支援事業	○相談支援 障がい者、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会と連携し、地域の相談支援体制やネットワークの充実に努めます。 ○基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化を検討します。

■＜第6期計画＞各年度の実績（実施箇所）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障がい者相談支援事業（※）	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	○	○	○	○	○	○

■＜第7期計画＞各年度の見込み（実施箇所）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業（※）	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター （設置の有無）	○	○	○

※ 砺波圏域（砺波市、小矢部市、南砺市）内の指定一般相談支援事業者の数

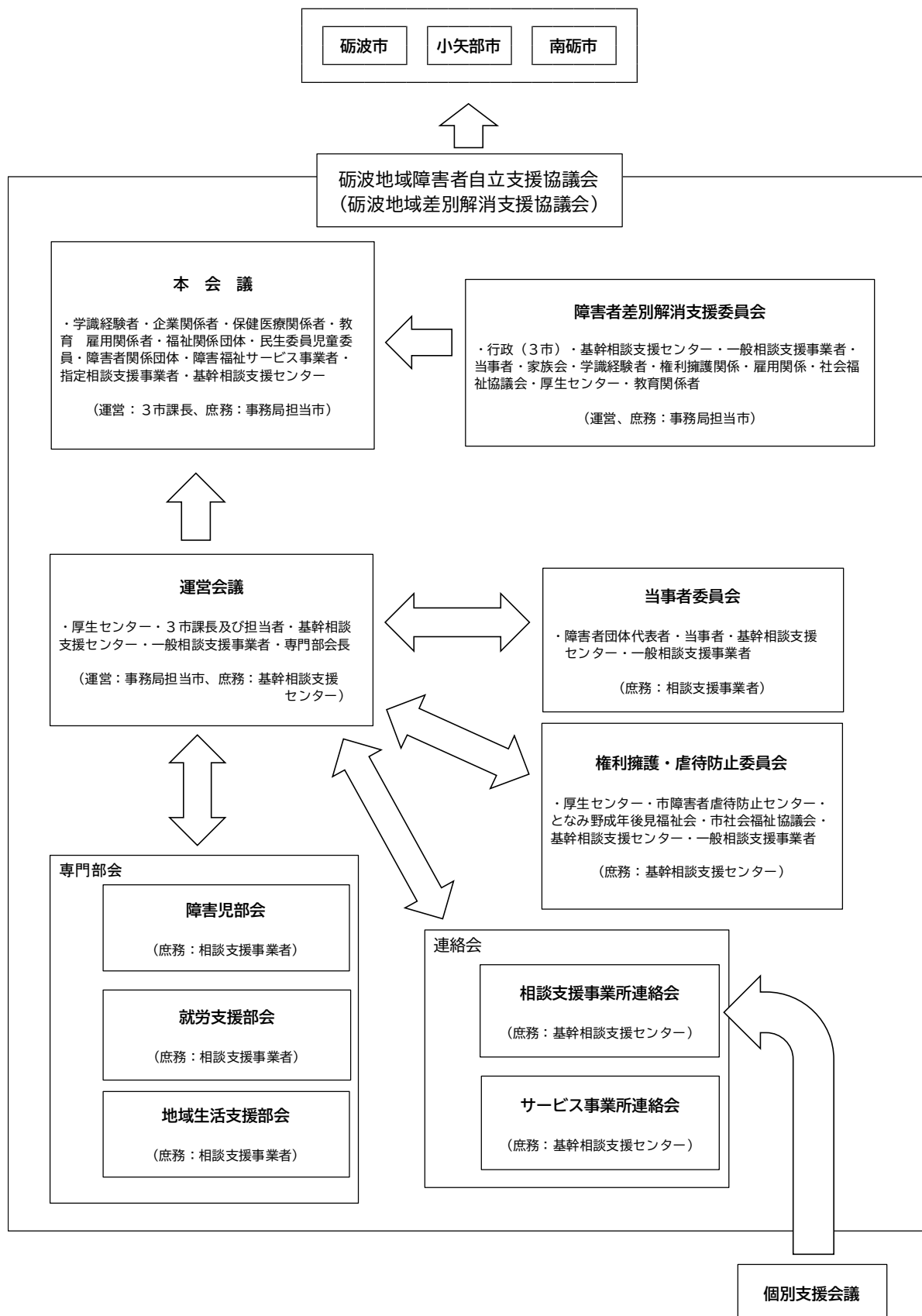
■サービス見込量を確保するための方策

相談支援事業は、障がい福祉サービスの支給決定やサービス利用におけるケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たしています。障がい者等や家族が身近なところで相談できるよう、相談支援事業者に引き続き委託して実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会を砺波圏域3市（砺波市、小矢部市、南砺市）で平成19年10月に設立し、地域の関係機関との連携強化に努めています。今後も引き続き地域の課題を明らかにし、それを施策に反映していけるよう協議していきます。

さらに、令和2年5月に設置した地域における相談支援の中核的な役割を担う砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化を図ります。

砺波地域障害者自立支援協議会ネットワーク体制



(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、市長申立て等必要な支援を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間の利用人数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人	1人	2人	2人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間の利用人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	3人

■サービス見込量を確保するための方策

身寄りが無い等の理由で成年後見等の申立てができない知的障がい者又は精神障がい者については、市長が申立てを行う等必要な支援を行います。また、申立に要する費用や後見人等の報酬等助成制度の周知に努めます。

平成31年4月に設置した呉西地区成年後見センターの周知及び市民後見人の養成など、砺波市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用を支援するための体制の充実に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■事業内容

事業名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間延べ派遣件数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	24 件	5 件	24 件	17 件	24 件	9 件

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間延べ派遣件数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 （手話通訳者等派遣）	11 件	11 件	11 件

■サービス見込量を確保するための方策

手話通訳者や要約筆記者派遣事業は、富山県聴覚障害者協会に委託して実施しています。協会との連携を図り、各種イベントや大会等で手話通訳者や要約筆記者を設置してもらうよう事業の周知やサービス利用の促進に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業内容

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間件数）

種 目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件	3件	6件	4件
自立生活支援用具	5件	5件	5件	1件	5件	3件
在宅療養等支援用具	5件	1件	6件	3件	7件	3件
情報・意思疎通支援用具	5件	1件	5件	5件	5件	2件
排せつ管理支援用具	1,200件	1,038件	1,250件	962件	1,300件	1,050件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1件	0件	1件	0件	1件	0件

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間件数）

種 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	3件	4件	5件
情報・意思疎通支援用具	2件	3件	4件
排せつ管理支援用具	1,120件	1,170件	1,220件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	0件	0件	1件

■サービス見込量を確保するための方策

在宅での生活に必要な日常生活用具の給付を促進するため、積極的に事業の周知に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等のため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成講習会を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（養成講習修了人数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話奉仕員養成研修事業	24人	17人	24人	5人	24人	15人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（養成講習修了人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	10人	15人	10人

■サービス見込量を確保するための方策

手話奉仕員養成講習会は、砺波市社会福祉協議会に委託して、初心者を対象とした「入門コース」と入門コース修了者等を対象とした「基礎コース」を令和4年度より隔年で交互に実施しています。

引き続き砺波市社会福祉協議会との連携を図り、事業の周知に努め、受講者数の増加と、修了者数の増加を目指します。また、活動の場として聴覚障がい者等との交流促進を図ります。

(8) 移動支援事業

■事業内容

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業 （実利用者数）	13 人	5 人	14 人	4 人	15 人	4 人
移動支援事業 （延べ利用時間数）	650 時間	135.5 時間	700 時間	41 時間	750 時間	122 時間

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間実利用者数、延べ利用時間数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（実利用者数）	5 人	6 人	7 人
移動支援事業（延べ利用時間数）	130 時間	140 時間	150 時間

■サービス見込量を確保するための方策

事業の周知を図り、屋外での移動が困難な障がい者等の社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出に対して支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

■事業内容

事業名	内 容
地域活動支援センター事業	障がい者等に対して、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間利用者数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター （市内事業所利用者数）	1 か所 70 人	1 か所 58 人	1 か所 75 人	1 か所 55 人	1 か所 80 人	1 か所 43 人
地域活動支援センター （他市事業所利用者数）	2 か所 40 人	2 か所 29 人	2 か所 40 人	2 か所 29 人	2 か所 40 人	2 か所 30 人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間利用者数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター （※市内事業所利用者数）	1 か所 45 人	1 か所 47 人	1 か所 49 人
地域活動支援センター （※他市事業所利用者数）	2 か所 31 人	2 か所 32 人	2 か所 33 人

※ 市内事業所1か所は地域活動支援センターとなみ野、他市事業所2か所は地域活動支援センターひまわり（小矢部市）と地域活動支援センターピアサポートあい（南砺市）です。

■サービス見込量を確保するための方策

地域活動支援センターとなみ野に委託して、障がい者等の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図っています。

また、機能強化事業として、地域住民ボランティアの育成や障がいに対する理解促進の普及啓発等の事業を行っています。引き続き、事業の周知を図り、地域との連携等体制の整備に努めます。

(10) その他の事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業

■事業内容

事業名	内 容
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がい者の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間延べ利用回数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	108回	170回	120回	95回	132回	76回

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間延べ利用回数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	114回	126回	138回

■サービス見込量を確保するための方策

支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう事業の周知を図るとともに、事業者の確保に努めます。

②生活訓練等事業

■事業内容

事業名	内 容
生活訓練等事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活訓練等事業	260人	120人	265人	26人	270人	120人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等事業	120人	120人	120人

■サービス見込量を確保するための方策

生活訓練等事業は、障がい者等の自立に必要な技能等をさまざまな活動を通して身につけていただくために、砺波市社会福祉協議会に委託して、書道教室、陶芸教室、花苗の寄せ植え体験、音楽教室、フラワーアレンジメント教室等を行っています。引き続き、事業の周知を図り、障がい者等の自立した日常生活を支援します。

③日中一時支援事業

■事業内容

事業名	内 容
日中一時支援事業	障がい者等に対して、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的訓練等を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（実施箇所数、年間実利用者数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業 （実施箇所数）	27 か所	10 か所	28 か所	9 か所	28 か所	8 か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	18 人	19 人	19 人	18 人	20 人	21 人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（実施箇所数、年間実利用者数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 （実施箇所数）	9 か所	10 か所	11 か所
日中一時支援事業 （実利用者数）	22 人	23 人	24 人

■サービス見込量を確保するための方策

日中一時支援事業は、障がい福祉サービス事業所のほか介護保険のデイサービス事業所等とも委託契約を結び、引き続き事業の周知を図り、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等介護者の一時的な負担軽減を図ります。

④レクリエーション活動等支援事業

■事業内容

事業名	内 容
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間延べ人数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
レクリエーション活動等支援事業	150人	0人	150人	0人	150人	52人

※ 令和3年度と4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間延べ人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援事業	70人	70人	70人

■サービス見込量を確保するための方策

障がい者等がスポーツを通じて体力の増進を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に、砺波市身体障害者協会に委託して、継続して障がい者スポーツ大会を開催します。

なお、障がい者等のレクリエーション活動については、理解促進研修・啓発事業の一つとして、障がいのある人もない人も一緒に活動する交流事業を実施しています。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

■事業内容

事業名	内 容
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	身体障がい者を対象に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■＜第6期計画＞各年度の実績（年間人数）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	0人	4人	2人	4人	1人

■＜第7期計画＞各年度の見込み（年間人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	4人	4人	4人

■サービス見込量を確保するための方策

自動車運転免許取得事業については、市内の自動車学校に委託して、対象者へ教習費用の一部を助成します。また、自動車改造助成事業については、個別に費用の一部を助成します。身体障がい者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、事業の周知を図ります。

第3章

計画の推進

1 計画の達成状況の点検・評価と見直し

本計画の目標達成のために、各年度において、事業の実施状況・達成状況等を市の関係部署をはじめ、自立支援協議会等において調査、分析、評価等を行い、必要に応じて計画や計画の推進方策の見直しを行います。

2 関係機関等との連携

障がいのある方の地域生活への移行を進めるためには、相談支援事業を中心とした福祉サービスのネットワークの構築が必要不可欠であり、自立支援協議会や富山県砺波厚生センターをはじめとする関係機関・団体との連携を図ります。

また、就労支援などを進めるためには、障がい者等の特性と企業のマッチングが重要であり、関係機関・団体、民間企業と連携しながら、計画を推進します。

3 国・県の制度との調整

計画を推進するにあたっては、今後の国・県の制度の動向などに留意が必要となるため、制度改正などの状況を踏まえて、施策を展開していきます。